

つくばみらい市市制施行20周年記念ロゴマーク募集要項

1 趣旨

つくばみらい市は、平成18年3月27日に旧伊奈町と旧谷和原村の合併により誕生し、令和8年3月27日で市制施行20周年を迎える。

この20周年という節目を祝うため、つくばみらい市市制施行20周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施するにあたり、この記念事業を広く市内外にPRするとともに、市民と一体となって記念事業を推進するため、市制施行20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を募集する。

2 応募資格

(1) 次のいずれかの区分に該当する方

ア 市内の公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に在籍する児童及び生徒

イ 市内在住で小学生、中学生又は高校生に相当する年齢の方（平成18年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた方）

3 作成要件

以下の要件を全て満たすこと。

- (1) つくばみらい市の自然、人、歴史、特産品などをモチーフにした、市のイメージにふさわしいデザインかつ、幅広い世代に親しまれるデザインであること、ひと目で20周年と分かるように「20」や「20th」などをデザインに取り入れること。
- (2) グラデーション（ぼかし等）は不可とする。
- (3) 単色で表現してもイメージが損なわれないものであること。
- (4) 他市町村章その他の商標等と類似しないデザインであること。

4 応募期間

令和7年6月16日（月）～令和7年7月18日（金）※消印有効

5 応募内容

(1) ロゴマーク

デザインは、応募用紙の縦横15センチメートルの枠内に描き、枠外に上下を明示し、用紙1枚に1作品とすること。手描きを可能とする。

電子データの場合は応募用紙（WORD形式）に貼り付けて提出するか、JPEG、PNG又はPDF形式で提出し、ファイルサイズは4メガバイト以内とすること。

(2) デザインの趣旨

デザインの解説及び考え方を記述すること。（100文字以内）

(3) その他の記載内容

応募用紙に氏名・よみがな・年齢・住所・電話番号・学校名・学年を記載すること。
また、電子データで応募する場合は、上記に加えメールアドレスを記載するとともに、
使用したOS、アプリケーションの名称及びバージョン等を記載して添付すること。

(4) 保護者の同意及び権利の帰属に係る同意

応募の際は、保護者の同意を得たうえで、応募用紙の保護者の同意及び権利の帰属に
係る同意欄に保護者名を自署にて記載(データについては入力)の上、応募すること。

6 応募方法等

「つくばみらい市市制施行20周年記念ロゴマーク応募用紙」を用いることとし、応募用
紙については、各庁舎窓口において取得、または、市HPからダウンロードすること。い
ばらき電子申請・届出サービス、郵送及び直接持参で受け付けるものとする。周知につい
ては、市公式LINE、SNS、HP等で行う。

(1) いばらき電子申請・届出サービス

・「20周年記念ロゴマーク応募」ページから、必要事項を入力の上、作品を添付し応
募すること。

(2) 郵送・直接持参

・郵送の場合は、封筒に「20周年記念ロゴマーク応募」と明記すること。

・提出先

〒300-2395 つくばみらい市福田195

つくばみらい市役所市長公室秘書広報課 宛て

TEL 0297-58-2111 (代表)

・受付時間：平日 8時30分～17時15分

7 応募点数

1人1点まで応募可能とする。

8 選考方法

(1) 応募された作品の中から、つくばみらい市市制施行20周年記念事業若手職員ワーキ
ングチームで採用候補作品10点を選考し、記念事業検討委員会で3点に絞り込み、
最終的に、市で採用作品(最優秀賞)1点を選考する。

(2) 採用とならなかった作品の作成者への通知は行わない。

(3) 選考過程、選考結果及び選考理由についての問合せ等には応じない。

9 入賞発表

広報つくばみらい、つくばみらい市ホームページで等で発表するとともに、入賞者には
直接通知する。

1 0 表彰等

入賞者には次のとおり賞を贈ることとし、表彰は市制施行20周年記念式典で行う。

- (1) 最優秀賞（採用作品）1点賞状及び副賞の贈呈
- (2) 優秀賞2点賞状及び副賞の贈呈

1 1 採用後の活用

最優秀賞作品（採用作品）は、20周年記念事業のシンボルとして、懸垂幕・横断幕等に使用するほか記念事業のポスターやチラシ等に掲載し、広報やPR等のプロモーションに使用する。優秀賞作品についても、同様に使用することがある。

また、「市制施行20周年キャッチフレーズ」と組み合わせて使用する場合もある。

1 2 注意事項

- (1) 応募作品は自作かつ未発表のものに限る。
- (2) 採用作品の著作権・商標権・意匠権その他一切の権利は無償譲渡するものとし、本市に帰属します。また、その使用に際して著作者は、著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (3) 採用作品が既発表のものと同ーまたは酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合、法令に反する場合または本募集要項に反する場合は、選考結果発表後であっても決定を取り消すことがあります。
- (4) 採用作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、本市では一切の責任を負いかねますので、作成者自らの責任と費用で解決してください。なお、本市が損害を被った場合は、その損害を賠償していただく場合があります。
- (5) 応募に係る費用の負担は応募者の負担とする。
- (6) 応募用紙・データは返却しない。
- (7) 採用作品を使用するに当たり、作品の補作・加工、修正及びモノクロで利用する場合がある。
- (8) 応募に際し記載された個人情報 は記念事業のみに利用し、応募者の同意なく、利用目的の範囲を超えて利用しない。ただし、作品が入賞した場合には、氏名、学校名、学年を市のホームページや広報等に掲載するとともに、報道機関を含めた関係者に提供することがある。

1 3 その他

- ・その他、ロゴマークの募集及び選定に関し必要な事項については、つくばみらい市20周年記念事業推進本部、庁議において定める。
- ・応募いただいた作品は市の施設で展示する場合がある。